

# 会 議 資 料

平成26年6月2日（月曜日）

平成26年度第1回  
西脇市総合計画審議会

平成26年度西脇市総合計画審議会委員

(選出区分別 50音順)

選出区分	氏名	経歴・備考
民間各種団体を代表する者	おおくぼ けいじ 大久保 恵司	西脇市社会福祉協議会会長
	くろさき こうし 黒崎 晃史	西脇青年会議所理事長
	さいとう たきお 齋藤 太紀雄	西脇商工会議所会頭
	たけうち やすひこ 竹内 泰彦	西脇市連合区長会長
	やぶね たかし 藪根 隆	西脇市消防団長
学識経験を有する者	あさの りょういち 浅野 良一	兵庫教育大学大学院教授
市民を代表する者	あまの たかみ 天野 孝美	もっとすてきにパートナー委員会委員
	おおにし すず 大西 すず	前教育委員
	にしむら まりこ 西村 萬里子	元合併協議会委員
	はせがわ としお 長谷川 俊雄	元合併協議会委員
	ふじい しほ 藤井 志帆	NPO法人白ゆり会
関係行政機関の職員	おだ ひろあき 尾田 博明	兵庫県北播磨県民局副局長
	よしだ たかし 吉田 孝司	西脇市副市長

事務局	おおまえ さとる 大前 悟	ふるさと創造部長
	ほそかわ きみひろ 細川 喜美博	ふるさと創造部企画政策課長
	はぎはら やすひさ 萩原 靖久	ふるさと創造部企画政策課課長補佐
	さわだ やすお 澤田 康生	ふるさと創造部企画政策課主任
	つつい けんさく 筒井 研策	総務部財政課長
	わたなべ かずき 渡辺 和樹	総務部財政課課長補佐

## 西脇市総合計画審議会条例

### (設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西脇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者について、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 民間各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当部において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 西脇市総合計画審議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西脇市総合計画審議会条例（平成18年西脇市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、西脇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 条例第3条第1項に規定する委員の代理出席は認めないものとする。ただし、同項第4号に規定する委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(議事の表決)

第3条 会長は、議事の表決をとろうとするときは、挙手又は投票を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認めるときは、出席委員の過半数の賛同を得て、公開しないことができる。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則5人とする。ただし、会長は、会議の会場の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第6条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望受付名簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

(傍聴証の交付)

第7条 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第5条の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）
- (7) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第9条 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源は切ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(傍聴の違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第11条 会長は、傍聴人に会議資料を無償で配布するものとする。ただし、当該会議資料に不開示情報が含まれると認められるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配布することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

(会議の記録)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した西脇市審議会等の会議の記録（様式第3号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名又は人数
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要と認めた事項

2 会議の記録の記載は、原則として要点のみ記録するものとする。

3 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めるときは詳細な会議の記録を作成することができる。

(会議の記録の公開)

第13条 前条の会議の記録は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、次に掲げる事項については、公表しない。

- (1) 非開示情報に該当すると認められる事項
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(規律)

第14条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議において、資料、新聞、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 諮 問 書

う～037

26. 6. 2

西脇市総合計画審議会会長 様

西脇市長 片 山 象 三

西脇市新市まちづくり計画の改定について（諮問）

本市では、平成16年度に合併後のまちづくりの指針となる新市まちづくり計画を策定するとともに、平成19年度には総合計画を策定し、新・西脇市の一体性の確保や地域の個性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上に向けた取組を推進してきました。

この間、わが国の人口は減少へと転じ、特に地方においては、加速する少子高齢化、長引く地域経済の低迷など、課題が山積している状況にあります。

合併市町村に発行が認められた合併特例債については、後年度に国から交付税として措置されるなど有利な財源ではありますが、行政課題への対応に当たっては、将来世代に過大な負担を残さないよう、適正かつ慎重に活用してきたところです。

このような中、平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、合併特例債の起債期間が5年間延長されました。

これを踏まえ、合併特例債活用の前提となる新市まちづくり計画について、計画期間延長等の改定を行うことにより、社会情勢の変化や新たに発生する課題に対応するとともに、より効果的・効率的な市政推進を図りたいと考えております。

ついては、新市まちづくり計画の改定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

# 西脇市新市まちづくり計画について

## 1 新市まちづくり計画

### (1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画は、一般的には新市建設計画と呼ばれ、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併する市町の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上、新市の均衡ある発展を目指すことを目的として、合併協議会が策定します。

西脇市においては、平成16年度に西脇市・黒田庄町合併協議会において策定しました。

本計画に位置付けられた事業については、財源として合併特例債を活用することができます。

なお、合併後の新市の進むべき具体的な方向及び内容については、西脇市総合計画や個別の行政計画において定めることとしています。

### (2) 計画の構成

新市まちづくり計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、これを実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と統合整備及び財政計画を中心として構成しています。

### (3) 計画の期間

合併後概ね10年の期間

※合併年度（平成17年度）とそれに続く10年間

⇒ 平成17年度～平成27年度



## 2 合併特例債

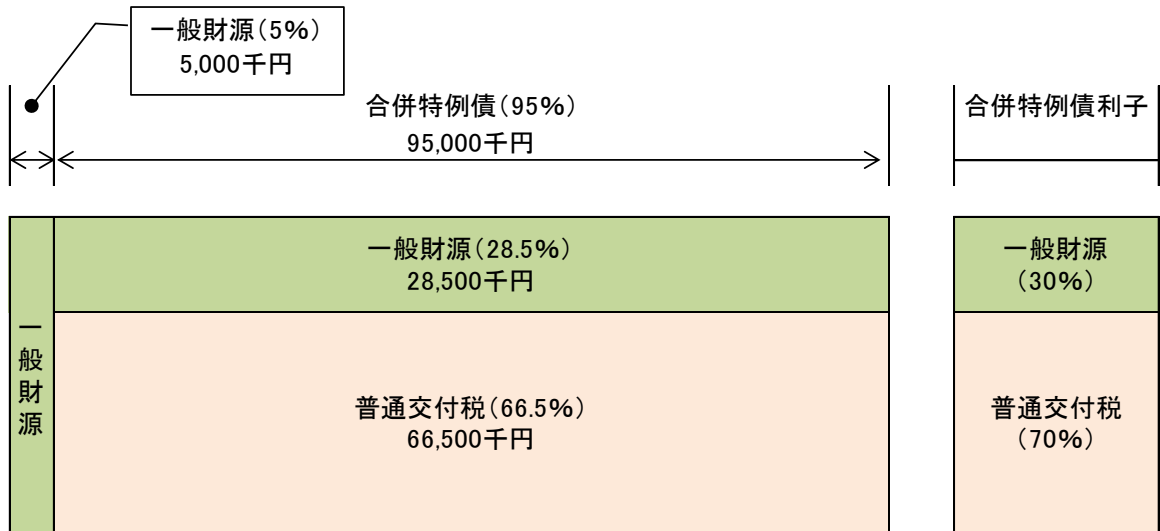
### (1) 概要

合併特例債は、新市まちづくり計画に位置付けられた事業の財源支援として、対象事業費の95%に合併特例債を充当し、その元利償還金の70%に相当する金額が普通交付税で措置されます。

一般的に、他の起債と比較して、大変有利な財源といえます。

また、あわせて国の補助金等を活用することにより、実質的な負担がさらに少ない事業実施が可能となります。

■イメージ図



※合併特例債の元利償還金の70%について、後年度に普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されます。

<例①> 総事業費 1 億円の場合（国庫補助なし）

（財源内訳：合併特例債95,000千円、一般財源5,000千円）

後年度普通交付税算入額（利子分を除く）  $95,000 \text{千円} \times 70\% = 66,500 \text{千円}$

（100,000千円<総事業費> - 66,500千円<普通交付税額>）

$\div 100,000 \text{千円} < \text{総事業費} > = \underline{\underline{33.5\% \dots \text{一般財源割合}}}$

<例②> 総事業費 1 億円の場合（国庫補助あり（補助率1/2））

（財源内訳：国庫補助50,000千円、合併特例債47,500千円、一般財源2,500千円）

後年度普通交付税算入額（利子分を除く）  $47,500 \text{千円} \times 70\% = 33,250 \text{千円}$

（100,000千円<総事業費> - 33,250千円<普通交付税額>

- 50,000千円<国庫補助額>）  $\div 100,000 \text{千円} < \text{総事業費} >$

$= \underline{\underline{16.75\% \dots \text{一般財源割合}}}$

(2) 起債可能額等

区 分	起債可能額
合併特例事業分	9,760,000千円
地域振興基金分	1,293,900千円
合 計	11,053,900千円
既起債額(25年度見込額を含む)	5,953,700千円
起債可能額	5,100,200千円



### (3) 主な活用事業（～平成25年度）

事業年度	事業名	金額(千円)
18年度	新基幹系システム導入事業	141,800
19年度	防災行政無線整備事業	579,000
19～25年度	広域道路ネットワーク整備事業	601,700
20～25年度	公立学校施設等整備事業	494,200
21～23年度	合併市町村振興基金	1,293,900
22～23年度	農産物直売所等整備事業	77,700
23～25年度	学校給食センター整備事業	571,700
23～25年度	茜が丘複合施設整備事業	1,037,900

### (4) 今後活用が見込まれる事業

- ア 茜が丘複合施設整備事業
- イ 公立学校施設等整備事業
- ウ 道路整備・橋梁長寿命化事業
- エ 消防庁舎改築・耐震化事業
- オ 市庁舎改築・耐震化事業



▲西脇市役所庁舎



▲西脇消防署



▲茜が丘複合施設「Mirai e（みらいえ）」

### 3 平成20～24年度財政計画・決算額（普通会計）

【単位：百万円】

区分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算
地方税	5,627	5,922	5,609	5,650	5,590	5,169	5,568	5,253	5,547	5,066
地方譲与税・交付金	1,025	935	1,025	904	1,025	885	1,025	826	1,025	755
地方交付税	4,555	4,662	4,529	5,298	4,496	5,630	4,379	5,858	4,439	6,133
分担金及び負担金	354	269	356	289	336	255	338	296	341	353
使用料・手数料	405	360	405	355	405	341	405	304	405	297
国・県支出金	2,161	2,001	1,982	3,119	1,901	3,159	1,877	2,900	2,072	3,267
財産収入・寄附金	14	207	14	137	14	179	14	475	14	96
繰入金	524	586	605	379	423	509	201	490	179	886
諸収入	1,830	1,523	1,830	1,568	1,830	1,380	1,825	1,266	1,825	1,206
地方債	1,533	1,210	1,043	1,579	991	1,920	884	1,868	1,142	2,196
歳入合計	18,028	17,675	17,398	19,278	17,011	19,427	16,516	19,536	16,989	20,255

区分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算
人件費	2,815	2,641	2,829	2,538	2,769	2,553	2,664	2,534	2,611	2,359
扶助費	2,060	2,026	2,082	2,132	2,103	2,749	2,125	2,948	2,147	2,962
公債費	1,781	1,928	1,685	1,707	1,748	1,631	1,786	1,702	1,741	1,760
普通建設事業費	1,684	1,458	930	1,411	760	1,866	558	1,487	1,042	2,538
物件費	2,046	1,683	2,046	1,762	2,046	1,836	2,046	1,795	2,046	1,824
補助費等	3,538	3,544	5,307	5,805	5,061	4,993	4,807	5,018	4,867	4,946
積立金	0	53	0	486	0	696	0	945	0	635
繰出金	2,748	2,833	1,163	1,356	1,168	1,422	1,174	1,457	1,179	1,667
その他の支出	1,356	1,294	1,356	1,324	1,356	1,044	1,356	930	1,356	803
歳出合計	18,028	17,460	17,398	18,521	17,011	18,790	16,516	18,816	16,989	19,494

歳入歳出差引額	0	215	0	757	0	637	0	720	0	761
---------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

## 4 新市まちづくり計画の改定

### (1) 背景

新市まちづくり計画の改定が必要とされる背景については、次のとおりです。

#### ア 合併特例債の起債期間5年間延長

平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、合併特例債の起債期間が5年間延長されました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、国の予算が被災地支援への重点配分となったため、被災地以外の地域に対しての補助金が減額されたり、補助採択が先送りされるなどの影響がありました。

この影響により従前の計画期間内に事業を実施できないおそれがあることから、計画期間が延長されたものです。

#### イ 新たな課題への対応

平成17年度の市町合併による新市誕生後、重複施設の統廃合や人員削減をはじめとした行財政改革に取り組むとともに、防災無線の整備、給食センターの統合新設など、着実に事業を推進してきました。

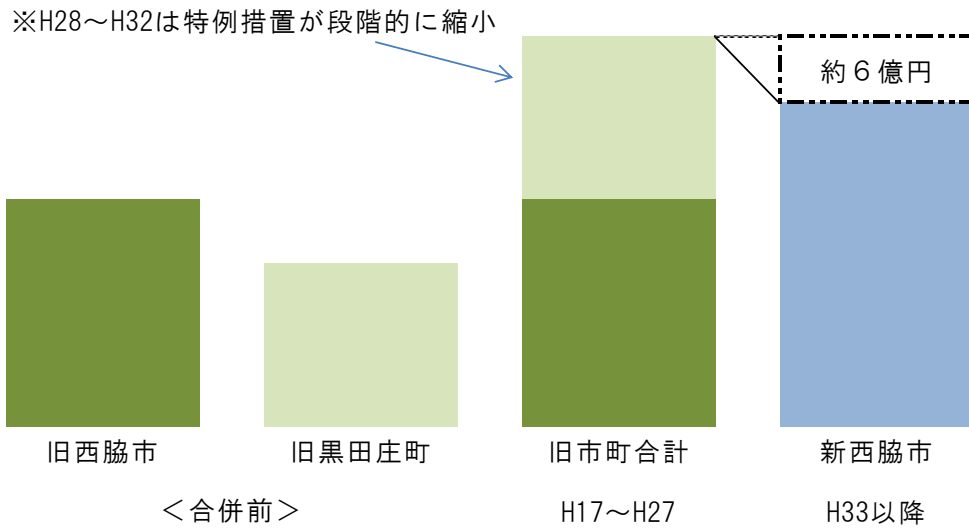
一方で、少子高齢化の進行や道路、橋、公共施設等の社会資本の老朽化、防災基盤の整備など、新たな課題も発生してきている中で、効果的・効率的な財政運営を行うため、財源を確保しておく必要があります。

#### ウ 普通交付税の合併算定替特例措置の失効への備え

合併後10年間は、合併しなかった場合の旧市町で算定した普通交付税の合計額が交付される特例措置があります。特例措置が失効した場合は、平成24年度決算ベースで普通交付税が約6億円減少する見込みです。

平成28年度以降、この特例措置が段階的に縮小され、平成33年度に失効することに備え、財源を確保しておく必要があります。

<合併算定替特例措置のイメージ図>



(2) 他市町の状況

ア 豊岡市

平成25年9月26日付けで新市建設計画の計画期間を延長

イ 三木市・加東市・多可町

平成27年度末までに計画期間を延長する意向（兵庫県と調整中）

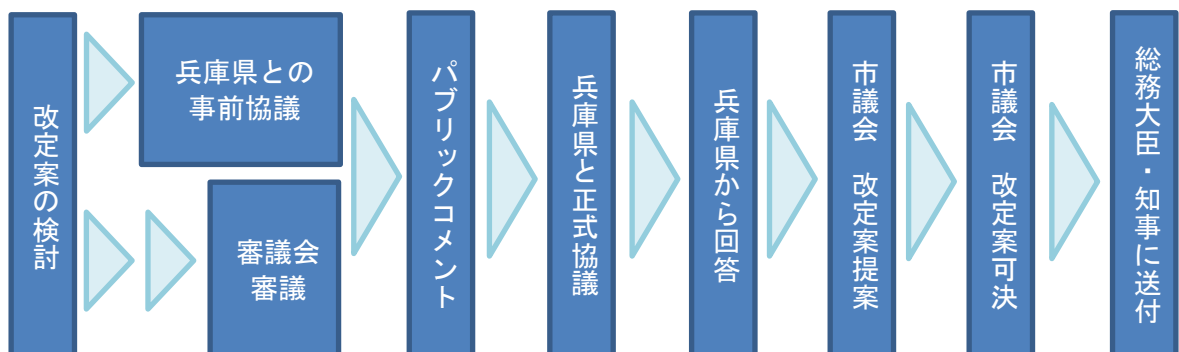
(3) 改定の手法

新市まちづくり計画の改定に当たっては、西脇市総合計画審議会において審議いただくとともに、パブリックコメント等を実施し、市民の意見反映に努めるものとします。

また、改定に当たっては、旧合併特例法の規定により、兵庫県知事と協議し、改定後の新市まちづくり計画を総務大臣及び兵庫県知事に送付する必要がありますので、関係機関と必要な協議・調整を行います。

(4) 計画改定スケジュール

ア 計画改定の流れ



## イ 審議会の開催予定

	日程	審議内容（その他）
1 回 目	6月2日（月曜日） 午後4時～	(1) 委嘱及び会長等の選出 (2) 諮問 (3) 新市まちづくり計画の概要
	資料の事前送付	～計画改定案の提示～
2 回 目	7月4日（金曜日） 午前10時～	(1) 計画改定案の説明 (2) 意見聴取・審議 (3) パブリックコメント実施説明
	資料の事前送付	～答申案の提示～
3 回 目	7月下旬～8月末	(1) パブリックコメントの結果報告 (2) 答申案の承認